

2023年6月5日

各位

会社名 ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表者名 代表取締役 宮崎 良一
(コード：9225、TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役コーポレート戦略部長 伊東 心
(TEL. 03-6457-9105)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2023年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました「公募による募集株式発行の件」につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2023年6月5日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

公募による募集株式発行の件

- | | |
|---------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金977.50円 (※)
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。) |
| (2) 払込金額の総額 | 97,750,000円 |
| (3) 仮条件 | 1株につき1,150円から1,300円 |
| (4) 仮条件決定の理由 | |

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(※) 売出価格も公募による募集株式の価格と同一であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 100,000 株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 100,000 株
②オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式上限 30,000 株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2023年6月7日(水曜日)から
2023年6月13日(火曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2023年6月14日(水曜日) |
| (5) 申 込 期 間 | 2023年6月15日(木曜日)から
2023年6月20日(火曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2023年6月23日(金曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2023年6月26日(月曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が30,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である宮崎良一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、株式会社SBI証券は、30,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。)を、2023年7月14日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、株式会社SBI証券は、2023年6月26日から2023年7月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表記も含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である宮崎良一、売出人であるWMグロース4号投資事業有限責任組合、当社株主又は新株予約権者である株式会社プロネクサス、株式会社エスネットワークス、パーソルテンプスタッフ株式会社その他39名の計44名（新株予約権者含む全株主）は、株式会社SBI証券（以下、「主幹事会社」という。）に対し、本書提出日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Market からの上場廃止日予定である2023年6月25日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2)本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である宮崎良一、当社役員である伊東心、土谷祐三郎、山田琴江及び大友潤並びに当社株主であるGOOD ONE PARTNERS 合同会社、株式会社プロネクサス、株式会社エスネットワークス、パーソルテンプスタッフ株式会社、田中智行、稲岡賢、本田琢磨、中山博行、豊田史朗、フリー株式会社、株式会社日本M&Aセンター及びギークス株式会社は、主幹事会社に対し、東京証券取引所グロース市場への上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2023年12月22日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、売出人であるWMグロース4号投資事業有限責任組合及び当社株主であるNCBベンチャー投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2023年9月23日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及び当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等を除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間①中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、2021年11月及び12月に第三者割当により、WMグロース4号投資事業有限責任組合、ちゅうぎんインフィニティファンド1号投資事業有限責任組合、北海道グロース1号投資事業有限責任組合、山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合、HiCAP3号投資事業有限責任組合、みやぎんベンチャー企業育成2号投資事業有限責任組合（以下、「対象割当先」と総称する。）に対してC種優先株式（その転換により対象割当先が取得した当社普通株式とあわせて、以下、「割当株式」という。）を割り当てております。各対象割当先の割当株式数は以下のとおりです。

対象割当先	割当株式数（括弧内は転換後の普通株式数）
WMグロース4号投資事業有限責任組合	22,500株（22,500株）
ちゅうぎんインフィニティファンド1号投資事業有限責任組合	15,000株（15,000株）
北海道グロース1号投資事業有限責任組合	22,500株（22,500株）
山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合	22,500株（22,500株）
HiCAP3号投資事業有限責任組合	22,500株（22,500株）
みやぎんベンチャー企業育成2号投資事業有限責任組合	22,500株（22,500株）

東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、対象割当先との間で、割当株式を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日に

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。